

指定居宅介護（介護予防）支援事業者
指定訪問看護事業者

代表者・管理者 様

羽曳野市保健福祉部高年介護課長

訪問看護における理学療法士等の訪問回数の取扱いについて（通知）

平素は、本市介護保険事業の円滑な推進に御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、別添「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（厚生省老人保健福祉局企画課長通知 平成 1 2 年 3 月 1 日付老企第 3 6 号）第 2 の 4〔4〕において「理学療法士等の訪問が保健師又は看護師による訪問の回数を上回るような設定がなされることは適切ではない。」との解釈が提示されるとともに、厚生労働省の「平成 1 8 年 4 月改定関係 Q & A（Vol. 1）」において、「適切なケアマネジメントを踏まえた上で、利用者個々の状況を勘案して、一定期間経過後であってもなお、やむを得ないと認められる場合については、各自治体の判断により、算定できる取扱いとして差し支えない。」とされています。しかしながら、この取扱いについては都道府県又は市町村においても統一した対応がなされていない状況もあるため、羽曳野市においても取扱いについて検討してきたところです。

つきましては、大阪府としての統一した見解が示されるまで、本市としての「訪問看護における理学療法士等の訪問回数の取扱い」について、以下の取扱いとしますので、よろしくお願ひします。

記

1. 本市における訪問リハビリテーションの提供体制の実情を踏まえ、当面の間は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）による訪問看護が保健師又は看護師による訪問の数を上回る設定がなされても報酬を算定できる取扱いとします。
2. 本来、理学療法士等が訪問をしてリハビリテーションを行うサービスは、訪問リハビリテーション事業者によるサービス提供であり、理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、保健師又は看護師の代わりに訪問させるという位置づけのものです。

したがって、訪問してのリハビリテーションが必要な利用者に対して、理学療法士等による訪問看護を行う場合は、以下の点に配慮してください。

- (1) 居宅介護支援事業者においては、居宅介護支援を行う場合に、訪問リハビリテーションを居宅サービス計画に位置づけることが必要である場合には、市内外における当該事業所によるサービス提供を試み、当該サービス提供体制がない場合に、理学療法士等による訪問看護を位

置づけるようにしてください。

- (2) 訪問リハビリテーションの提供体制が不十分であることにより、その代替としての訪問看護ステーションからの理学療法士等による訪問が上回る場合には、居宅介護支援事業所は、適切な居宅介護支援を行う観点から、随時、必要に応じて、訪問リハビリテーションの位置づけについて計画の変更を検討してください。

以上

担当・お問い合わせ先

羽曳野市保健福祉部高年介護課

企画調整担当 片上、渡辺

電話 072 958 - 1111 内線1361

Fax 072 950 - 2536

E-mail kounenkaigo@city.habikino.osaka.jp